

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 1 3 1 号

令 7 年 3 月 27 日

木 曜 日

目 次

訓 令

- 四日市港管理組合発注者綱紀保持規程の一部を改正する訓令 (総務課) 2

監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表 (監査委員) 8

訓 令

四日市港管理組合訓令第1号

庁 中 一 般

四日市港管理組合発注者綱紀保持規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合発注者綱紀保持規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合発注者綱紀保持規程（令和4年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この規程は、<u>四日市港管理組合職員倫理憲章に則り、四日市港管理組合（以下「組合」という。）における公共工事等の発注事務に関し、職員が遵守すべき事項及び組織として必要な対応を定めることにより、公共工事等の発注事務に係る関係法令遵守はもとより、県民・市民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を徹底するとともに、発注事務の公正性及び透明性の一層の向上を図り、県民・市民の信頼を確保することを目的とする。</u> （定義） 第2条 （略） 2 この規程において、「発注事務」とは、公共工事等における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、監督及び検査並びに契約の履行状況の確認及び評価、<u>総合評価、その他の発注全般に係る事務をいう。</u> 3 この規程において、「職員」とは、<u>組合に所属する職員をいう。</u>	（目的） 第1条 この規程は、四日市港管理組合（以下「組合」という。）における公共工事等の発注事務に関し、<u>発注担当職員及び職員が遵守すべき事項を定めることにより、公共工事等の発注事務に係る関係法令遵守はもとより、県民・市民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって県民・市民の信頼を確保することを目的とする。</u> （定義） 第2条 （略） 2 この規程において、「発注事務」とは、公共工事等における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、監督及び検査並びに契約の履行状況の確認及び評価その他の<u>事務をいう。</u>

<u>4</u> この規程において、「発注担当職員」とは、<u>発注事務を担当する職員（決裁者及び決裁を受けるまでに審査する者を含む。）</u>をいう。 <u>5・6</u> （略） <u>7</u> この規程において、「不当な働きかけ」とは、職員に対して行われる行為のうち、<u>発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいう。</u> (1)・(2) （略） (3) 非公開又は公開前における<u>予定価格、低入札価格調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点</u>（これらを推測できる金額、<u>数値等</u>を含む。）に関する情報漏洩要求行為 (4)・(5) （略） （職員の責務） <u>第 3 条</u> <u>職員</u>は、公共工事等の多くが経済活動や県民・市民の生活の基盤となる港湾施設等の整備を行うものであることを自覚するとともに、発注事務に関しては、県民・市民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。 <u>2</u> <u>職員</u>は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年 4 月 1 日規則第 12 号）、公共工事の入札	<u>3</u> この規程において、「発注担当職員」とは、<u>発注事務を担当する職員をいう。</u> <u>4・5</u> （略） <u>6</u> この規程において、「不当な働きかけ」とは、<u>発注担当職員を含む職員</u>に対して行われる<u>事業者等又は組合の職員、国家公務員若しくは地方公務員等からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいう。</u> (1)・(2) （略） (3) 非公開又は公開前における<u>予定価格又は低入札価格調査基準価格</u>（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為 (4)・(5) （略） <u>（発注者綱紀保持担当者）</u> <u>第 3 条</u> <u>発注事務に係る職員の綱紀保持を図るため、組合に発注者綱紀保持担当者を置く。</u> <u>2</u> <u>発注者綱紀保持担当者は、経営企画部長をもって充てる。</u> <u>（発注担当職員及び職員の責務）</u> <u>第 4 条</u> <u>発注担当職員</u>は、公共工事等の多くが経済活動や県民・市民の生活の基盤となる港湾施設等の整備を行うものであることを自覚するとともに、発注事務に関しては、県民・市民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。 <u>2</u> <u>発注担当職員</u>は、<u>発注事務の実施に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、四日市港管理組合財務規則（昭和 41</u>
---	--

及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の発注事務に係る関係法令等を遵守しなければならない。 3 （略） 4 職員は、前 3 項の規定に抵触することとなる働きかけを行ってはならない。 （秘密の保持） 第 4 条 発注担当職員は、非公開又は公開前の予定価格、契約締結前における<u>低入札価格調査基準価格又は最低制限価格及び公表前</u>における競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない、<u>自ら担当する発注事務の秘密を業務上知り得る立場にある職員以外の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。</u> 2 発注担当職員は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。次号において同じ。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類すること。<u>ただし、やむを得ない理由があるものとして、所属長の承諾を得た場合は、この限りではない。</u> (2) 正当な理由なく、秘密に関する書類の	年 4 月 1 日規則第 12 号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の発注事務に係る関係法令等を遵守しなければならない。 3 （略） 4 職員は、<u>発注担当職員に対して</u>、前 3 項の規定に抵触することとなる働きかけを行ってはならない。 （秘密の保持） 第 5 条 発注担当職員は、非公開又は公開前の予定価格、<u>建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事の契約締結前における低入札調査基準価格又は最低制限価格及び落札前</u>における競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない、<u>当該発注事務に係る発注担当職員でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。</u> 2 発注担当職員は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。次号において同じ。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類すること（<u>発注事務のために必要な場合を除く。</u>） (2) 正当な理由なく、秘密に関する書類の
---	---

全部又は一部を謄写し、又は複製すること。 3 (略) 4 <u>発注担当職員は、発注事務の一部を他の者に委託する場合には、委託中における発注事務に関する情報の適切な管理、秘密の漏洩の防止等のための契約条項を設ける等必要な措置を講じなければならない。</u> (事業者等との応接方法) 第5条 <u>職員</u>は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。 2 <u>職員は、これまで関わってきた発注事務により得た知識を正当な理由なく漏らしてはならない。</u> 3 <u>職員</u>は、事業者等との応接に当たっては、受付カウンター等オープンな場所で複数により対応するなど<u>適切な場所、適切な方法において対応し、県民・市民の疑惑や不信を招かないようにしなければならない。</u> (執務環境の整備等) 第6条 <u>所属長</u>は、公共工事等の発注事務に関し仕様書及び設計書の作成担当課等の執務室について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。 (1) (略) (2) 担当課等において<u>職員</u>が事業者等と応接するための場所を確保するよう努めること。 <u>(研修等の実施)</u> 第7条 <u>総務課長</u>は、<u>職員</u>に対し、<u>発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修、講習等の充実に努めなければならない。</u> (発注事務に関する報告)	全部又は一部を謄写し、又は複製すること 3 (略) (事業者等との応接方法) 第6条 <u>発注担当職員</u>は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。 2 <u>発注担当職員</u>は、事業者等との応接に当たっては、受付カウンター等オープンな場所で複数により対応するなど、<u>県民・市民の疑惑や不信を招かないようにしなければならない。</u> (執務環境の整備等) 第7条 <u>経営企画部長</u>は、公共工事等の発注事務に関し仕様書及び設計書の作成担当課等の執務室について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。 (1) (略) (2) 担当課等において<u>発注担当職員</u>が事業者等と応接するための場所を確保するよう努めること。 (発注事務に関する報告)
--	--

第 8 条 職員は、発注事務に関し、秘密漏洩、談合関与、賄賂授受、便宜供与など、この規程の規定に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに所属長及び総務課長に報告しなければならない。なお、所属長及び総務課長は、職員から報告を受けた際は、経営企画部長へ状況を報告するものとする。

(不当な働きかけに対する対応)

第 9 条 職員は、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、受付日時、相手方、行為の内容等について、速やかに所属長及び総務課長に報告しなければならない。なお、所属長及び総務課長は、職員から報告を受けた際は、経営企画部長へ状況を報告するものとする。

(報告を受けたときの処理)

第 10 条 経営企画部長は、第 8 条及び第 9 条の規定による報告を受けたときは、公益通報又は業務に関する要望等への対応として、別に定めるところにより、適切な処理が行われるよう職員を指揮、監督するものとする。

2 経営企画部長は、公共工事等の公正かつ適正な執行に重大な支障を及ぼすおそれのある事案であると判断した場合は、その対応又は是正に関し協議するため、次により発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）を設置することができるものとする。

(1)～(8) (略)

(発注者綱紀保持対策の周知)

第 11 条 総務課長は、公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、この規程を組合のホームページに掲載するなどして、周知に努めるもの

第 8 条 発注担当職員を含む職員は、発注事務に関し、秘密漏洩、談合関与、賄賂授受、便宜供与など、この規程の規定に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに発注者綱紀保持担当者へ報告するものとする。

(不当な働きかけに対する対応)

第 9 条 発注担当職員を含む職員は、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、受付日時、相手方、行為の内容等について、速やかに発注者綱紀保持担当者へ報告するものとする。

(報告を受けたときの処理)

第 10 条 発注者綱紀保持担当者は、第 8 条及び第 9 条の規定による報告を受けたときは、公益通報又は業務に関する要望等への対応として、別に定めるところにより、適切な処理が行われるよう職員を指揮、監督するものとする。

2 発注者綱紀保持担当者は、公共工事等の公正かつ適正な執行に重大な支障を及ぼすおそれのある事案であると判断した場合は、その対応又は是正に関し協議するため、経営企画部長に次により発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）を設置することを要請することができるものとする。

(1)～(8) (略)

(発注者綱紀保持対策の周知)

第 11 条 発注者綱紀保持担当者は、公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、この規程を組合のホームページに掲載するなどして、周知

とする。	に努めるものとする。
------	------------

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

監査委員公表

監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、第 199 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項の規定に基づき実施しました監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者等から通知されましたので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

四日市港管理組合

監査委員 伊 藤 隆

監査委員 竹 野 兼 主

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部総務課	実施年月日	令和 6 年 8 月 2 9 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
（1）コンプライアンスの推進及びハラスメント対策について 既に独自に研修を実施しているところであるが、建設工事発注事務に関するコンプライアンスの取組や組織内及び組織外からの各種ハラスメントへの対応については、四日市港管理組合職員全体の共通した意識形成と組織的な対応体制が徹底されるよう、さらに研修などを通じて進められたい。		（1）コンプライアンスの推進及びハラスメント対策について 公共工事等の発注事務にかかる綱紀保持及び県民・市民の信頼確保のため令和 4 年 6 月に制定した「四日市港管理組合発注者綱紀保持規程」について、より一層の公正性・透明性を図るため、令和 7 年 3 月に見直しを行うとともに、職員の意識向上のため発注担当職員向け説明会や発注にかかる不祥事発生防止をテーマとした職員間の意見交換を実施するなど、発注事務に関するコンプライアンスの取組を進めています。 また、ハラスメントへの対応については職員向け外部相談窓口を設置するとともに、これまでの外部講師によるハラスメント研修に加え、新たにハラスメント防止等をテーマに職員間の意見交換を実施するなど職員全体へのさらなる啓発を図っていきます。 令和 6 年 1 2 月には、各所属長あてに一層の取組推進のための依命通知を発出しました。今後も、コンプライアンス推進及びハラスメント対策について、職員の意識向上を図るとともに、適切な対応がとれるよう取り組んでいきます。	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部企画課	実施年月日	令和6年8月19日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
（1）四日市港の将来像に向けた計画について 令和6年3月に、概ね30年後を見据えた将来像とその実現に向けた取組をとりまとめた新たな「四日市港長期構想」を策定したが、四日市港管理組合では、「四日市港長期構想」及び「四日市港港湾計画」の目標を達成するため、4年毎の「四日市港戦略計画」を策定し取り組んでいる。新たな戦略計画策定にあたっては、国内・国外の情勢を踏まえ、「地域に貢献する、なくてはならない存在としての四日市港づくり」に向けた柔軟な取組に期待したい。		（1）四日市港の将来像に向けた計画について 新たな「四日市港戦略計画」の策定に際しては、「四日市港長期構想」で掲げた目指すべき4つの将来像「背後圏産業の持続的な成長を支えるみなと」「魅力にあふれ、人々が交流するみなと」「住民・産業を守るみなと」「自然とヒト・モノが共生するみなと」の実現を図るため、海外情勢等の影響によるサプライチェーンの変化、半導体をはじめとする背後圏産業の動向など、四日市港を取り巻く情勢の変化に対応した取組を進められるよう検討していきます。	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	令和6年8月29日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
（1）ポートセールスの成果について ポートセールスについては、会社訪問に何回といった回数で成果ではなく、最終的に港勢がどれだけ伸びたのかという四日市港管理組合全体の成果につながるよう、データとして整理蓄積し、その活用を図るなど、予算の執行にあたっては、費用対効果に対する意識をさらに高めていただきたい。		（1）ポートセールスの成果について 四日市港セミナーや企業訪問などにおいて、荷主企業に対し、四日市港の利用をより一層働きかけた結果、令和6年の外貿コンテナ取扱個数は168,920TEUとなり、対前年比101.0%と増加しています。 さらに、ポートセールス関係補助金における活用状況の詳細な分析や荷主企業の意見等を踏まえ、荷主企業四日市港利用支援事業補助金制度の拡充を図りました。 引き続き、これまで実施してきた四日市港セミナー、船社・荷主への訪問、補助金の支給実績などから得られるデータを収集・分析し、ポートセールスの事業効果を検証することで、港勢の拡大につながる効果的なポートセールスの手法を検討していきます。	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 議会事務局	実施年月日	令和 6 年 8 月 2 7 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
（１）海外港湾事情調査について 海外港湾事情調査については、その調査結果が四日市港の港湾行政を進める中で活かされるような活動となるよう、限られた予算の有効活用に努められたい。		（１）海外港湾事情調査について 議員の海外港湾事情調査については、3 月議会において派遣議員から調査結果報告書の提出があり、さらに議場にて口頭での報告を行っています。 また、各議員からも一般質問の場において同調査の内容を取り上げるなど、調査結果が管理組合の運営の参考となるよう議会側からも発信及び検証が行えるよう努めているところです。 引き続き、地方自治法第 100 条第 13 項の規定に基づく議員派遣として実施されていることを踏まえ、より有効的な予算執行となるよう努めます。	

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1－1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059－366－7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>